

福祉サービス第三者評価のご案内 (福祉サービス事業者向け)

社会福祉事業の経営者は、**良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければなりません。**(社会福祉法第78条)

その施設・事業所で実施している福祉サービスがよりよいものになっているかは、**第三者の目**などによる評価が必要です。

福祉サービス第三者評価は、この**第三者の目**として、**公平・中立な第三者機関**が専門的・客観的な立場から福祉サービスの現状について**評価を行う仕組み**です。

受審した施設・事業所からの声

サービスの質の向上につながった
障害児入所

職員の意識が向上した
救護施設

事務改善・業務見直しにつながった
認定こども園

評価者のアドバイスがよくなった
母子生活支援施設

強みと弱点を知ることができた
特養

一緒にケアについて考えてくれた
保育園

今までやってきたことに自信がついた
就労A

資料整理ができる
特養

自事業所を客観的に見ることができた
障害者支援施設

現時点でのサービスの到達度が認識できた
児童養護

アドバイスもあり勉強になる
障害者支援施設

新しい気付きを得ることができた
保育園

◆受審されると、

福島県では、評価結果を県のホームページ等へ公表するとともに、直接、利用者の相談を受付ける相談事業者等にも案内します。

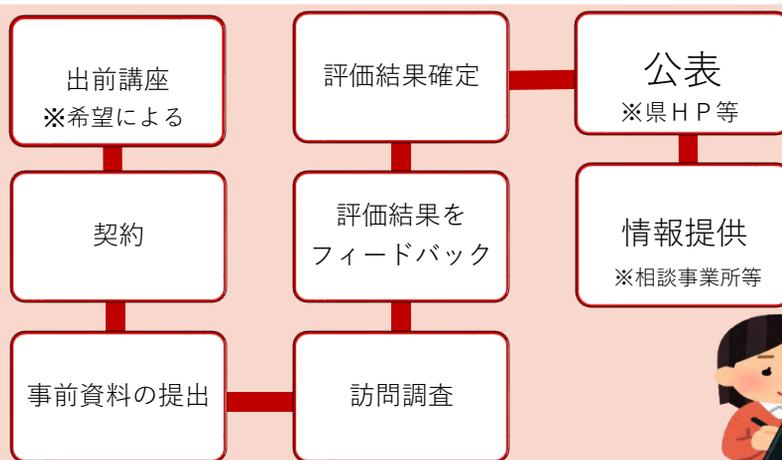
また、受審済ステッカーを配布（受審義務施設は除く）します。(車両用ステッカー) 施設等のPR活動にご利用ください。

このほか、施設等では、受審済みであることを自身のホームページやパンフレット、封筒・名刺等に入れアピールしていただくことも可能です。

※キビタンのイラストは入れられません。



評価の流れ（契約から公表まで約8ヶ月）



- ※1 評価は、共通評価基準45項目、内容評価基準約20項目について、事前提出資料や職員ヒアリングを基に行います。
- ※2 評価調査者は、評価調査者養成研修を修了した者となります。
- ※3 受審には費用がかかります。（受審料は評価機関により異なります。）

福島県の認証評価機関（令和8年1月現在）

◆社会福祉法人福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地
福島県総合社会福祉センター内

【TEL】024-523-1256

【FAX】024-521-5663

第三者評価 福島県社会福祉協議会



◆特定非営利活動法人

福島県福祉サービス振興会

〒960-8253 福島市泉字堀ノ内15番地の3

【TEL】024-563-1201

【FAX】024-563-1202

福島県福祉サービス振興会



※福島県では、上記2機関を認証評価機関としております。
受審を希望する場合は、直接、評価機関にお問い合わせください。

福島県からのお知らせ

- 1) 地域連携推進会議の代替
令和7年度より障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、毎年、地域連携推進会議の開催等が義務化されたことに伴い、福島県では、おおむね1年に1回、第三者評価事業を受け、公表を実施している場合は、当該会議に代えることができます。
- 2) 共通評価項目の一部評価免除
同時期に同一法人内の複数の施設・事業所の受審を申込みをする場合、共通評価項目の一部の評価を免除することができます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
- 3) 重要事項説明書等への記載事項
運営に関する基準に基づき、申込者に説明するための重要事項説明書等に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無など）を記載しておく必要があります。
- 4) 評価調査者の募集
各評価機関では、評価調査者を募集しております。評価調査は、現在のお仕事を続けながらでも可能です。詳しくは、評価機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

福島県社会福祉課（福祉監査担当）▷▷024-521-7324

福島県 第三者評価

